

1. 家屋等における不良な生活環境を改善するための強化策を

自分の敷地に大量のごみをため込んでいる、いわゆる「ごみ屋敷等」への対策として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、開成町きれいなまちをつくる条例（以下「町の条例」という。）をもってしても、ごみ屋敷等の問題を改善することができない現状がある。

社会通念上合理的に認定しうる状況に、ごみ屋敷等の近くに住む住民は、直接本人に苦情を伝えるものの、「ごみではない」と主張され、時には開き直られてしまい、お手上げ状態であるとの住民の声が上がっている。地域の不良な生活環境を改善するための支援及び措置が必要であるとする。

ごみ屋敷等が周辺の地域や環境に与える影響として①風景・景観の悪化、②悪臭の発生、③火災・爆発・犯罪等の発生、④ごみなどの不法投棄等の誘発等が挙げられる。

- ① 健康で安全な生活を守るという観点から、効果的な対策は。
- ② 町内における把握件数、経過及び指導の報告を。
- ③ 農地法に基づく措置命令（違反転用に対する処分）が可能では。
- ④ 「町の条例」では、限定したごみを示しているが、条文改正により付加することが可能か。
- ⑤ 「片付けられない症候群」を対象とした支援策の考えは。